

イベント開催の流れ

- (1)公園緑地課に広場利用の問い合わせ(空き状況確認など)
イベント開催など広場を独占して使用する場合は、使用料が必要になります。
◎申請できる広場…ふれあい広場・やすらぎ広場・管理広場
◎使用料…100㎡ごと1日510円
- (2)公園緑地課にてイベント開催内容など詳細について協議
- (3)イベント開催にあたり、関係法令(※)の確認
※参考例 都市公園としての制限、禁止行為…都市公園法、松山市都市公園条例等(公園緑地課)
史跡松山城跡としての制限…文化財保護法(文化財課)
食べ物を扱う場合…食品衛生法(保健所)など
騒音が発生する場合…愛媛県公害防止条例(愛媛県)
発電機・火気器具等を使用する場合…松山市火災予防条例(消防局)
- (4)堀之内にある文化施設(市民会館・愛媛県美術館など)の事前同意
- (5)イベント内容が決まり次第、関係法令の許可を受け、公園緑地課へ許可申請

イベント開催に必要な手続き

- (1)史跡松山城跡 現状変更等の同意依頼 (公園緑地課)
- (2)史跡松山城跡 現状変更等許可申請 (文化財課)
- (3)関係法令に係る許可申請 (関係機関)
- (4)公園内行為・占用許可申請 (公園緑地課)

イベント開催における注意事項

- (1)史跡公園のため、仮設工作物(ステージなど)の設置には 史跡松山城跡 現状変更等許可申請 が必要です。
- (2)コンサートなどの開催は、公園緑地課にて音出しの方向や音量などの事前協議が必要です。
また、周辺施設、周辺住民へイベント内容の事前周知をお願いします。
- (3)堀之内地区に駐車場はありません。イベント開催にあたり、公共交通機関及び周辺駐車場の利用案内をお願いします。
- (4)イベント開催にあたり、参加者及び一般公園利用者に対しての安全対策計画を作成し、万が一の事故等については、主催者が責任を負うことを明示してください。
- (5)イベント開催に伴うゴミの処理、トイレの清掃など使用場所の原状復旧を行うことを明示してください。

都市公園としての行為の制限・禁止行為

松山市都市公園条例

第4条による行為の制限(次の各号の行為をする者は許可申請により許可が必要)

- (1)行商、募金、その他これらに類する行為をすること。
- (2)業として写真または映画を撮影すること。
- (3)興行を行なうこと。
- (4)競技会、展示会、博覧会、音楽会、撮影会その他これらに類する催しのため、都市公園の全部または一部を独占して利用すること。
- (5)はり紙もしくははり札をし、または広告を表示すること。
- (6)指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、またはとめおくこと。

第6条による行為の禁止

- (1)都市公園を損傷し、または汚損すること。
- (2)鳥獣類、魚類を捕獲し、または殺傷すること。
- (3)竹木を伐採し、植物の採取をすること。
- (4)たき火をし、または火気を持ち遊び、その他これらに類する危険な行為をすること。
- (5)立入禁止区域に立ち入ること。
- (6)その他都市公園の管理上支障があると認められる行為をすること。



問い合わせ先

- 公園利用については 松山市都市整備部 公園緑地課(本館7階) TEL 089-948-6851
FAX 089-934-8723
E-mail: kouen@city.matsuyama.ehime.jp
- 現状変更については 松山市教育委員会 文化財課(第4別館2階) TEL 089-948-6891
E-mail: kybunka@city.matsuyama.ehime.jp